

飛驒牛銘柄推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、岐阜県における肉用牛の生産から消費に至る関係者及び関係団体の組織化を推進し、肉用牛の銘柄化推進を図ることにより、消費者に喜ばれるすぐれた銘柄牛の生産、肉用牛経営の安定、銘柄牛「飛驒牛」（呼称：ひだぎゅう）の販売普及促進及び本県肉用牛の振興に資する。

(名称)

第2条 この会は、飛驒牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という）という。なお、ぎふ県飛驒牛銘柄推進協議会と呼ぶことができる。

(定義及び表示)

第3条 この規約において「飛驒牛」とは、飼養期間が最も長い場所が岐阜県であり、飛驒牛銘柄推進協議会登録農家制度にて認定・登録された生産者により14ヶ月以上肥育された黒毛和種の肉牛のうち、公益社団法人日本食肉格付協会が実施する牛枝肉格付により肉質等級5等級・4等級・3等級と格付けされたものであることを協議会事務局が確認し、認定したものとす。

「飛驒牛」と認定した場合には、飛驒牛表示ラベル(以下「表示ラベル」という。)を交付する。ラベルには、肉質等級、生産者住所氏名、個体識別番号、認定日を明記する。

店頭販売時における表示は、この表示ラベル又はパックシールにて表示する。

パックシールの取扱要領については、別に定める。

(事業)

第4条 この協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 銘柄化に関すること。
- (2) 県の肉用牛振興施策に対する積極的な協力に関すること。
- (3) 銘柄牛「飛驒牛」の消費宣伝及び販路拡張に関すること。
- (4) 銘柄牛「飛驒牛」の啓発普及及び品質向上と斉一化を図るため生産技術指導並びに調査研究に関すること。
- (5) 銘柄牛「飛驒牛」の流通調査研究に関すること。
- (6) 銘柄牛（飛驒牛）以外の県内産和牛肉の消費宣伝及び販路拡張に関すること。
- (7) 会員相互の連絡協調に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 本協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した団体会員・登録農家会員・販売・料理指定店会員によって構成されるものとし、その定義等は次のとおりとする

【団体会員】

飛驒牛銘柄推進協議会の目的に賛同する銘柄牛「飛驒牛」の生産から流通に至る関係団体のうち下記のいずれかの条件に該当する団体をもって組織し、総会において規約に定める議案の議決権を有する

- ・昭和63年における飛驒牛銘柄推進協議会の設立発起人であること

・岐阜県域を主な事業範囲とする法人格を有する流通事業者・生産者の団体であること

【登録農家会員】

登録農家会員は、別に定める飛騨牛銘柄推進協議会登録農家制度要領に則り認定登録された農家で、総会において規約に定める議案の議決権を有さない。

【販売・料理指定店会員】

販売・料理指定店会員は別に定める飛騨牛銘柄推進協議会販売指定店・料理指定店要領に則り認定された店舗で、総会において規約に定める議案の議決権を有さない。

(入会・退会)

第6条 団体会員になろうとする者は、役員会の議決を経るものとする。

2 正当な理由がないのに、会員たる資格を有する者の入会を拒み、又はその入会につき現在の会員が入会の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

3 協議会は会員が次の事項のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て、当該会員を退会させることができる。

(1) 協議会の事業及び目的から逸脱したとき

(2) 協議会の名誉を毀損する行為をしたとき

(事務局)

第7条 この協議会の事務局は、全国農業協同組合連合会岐阜県本部（以下「全農岐阜県本部」という）畜産部畜産販売課に置く。

2 事務局の総括は、事務局長がその任にあたり、事務局長は全農岐阜県本部畜産担当部長をもって充てる。

(役員)

第8条 この協議会に、会長・副会長及び監事を置く。

2 会長は、役員の互選によるものとし、副会長3名以内、監事2名は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 監事は、会務を監査する。

6 役員は、別表に掲げる団体等の代表者をもって構成し、役員任期は2年とする。

ただし、任期途中で団体等の代表者が変更となった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第9条 この協議会に名誉会長を置くことができる。

名誉会長は、役員会において承認を得た者とする。

(会議)

第10条 この協議会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、会員で構成し、次の事項の決議を行う。

(1) 規約の制定及び改廃

(2) 事業計画、収支予算並びに経費の賦課徴収方法

(3) 事業報告、収支決算

(4) 役員を選任

(5) その他会長が必要と認める事項

3 総会、役員会の議長は、会長があたる。

(幹事会)

第11条 会長は、協議会の円滑な運営のため構成団体等の推薦する者を幹事に委嘱し、幹事会を設置する。

2 幹事会の規程は、別に定める。

(会長の専決)

第12条 会長は審議決定をすべき事項が軽易なものであるときは、この規約により会議において審議決定をすべきものとされた事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(経費)

第13条 この協議会が行う事

業及び事務に要する経費については、負担金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会計年度)

第14条 この協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(違反行為への対処)

第15条 飛騨牛の生産・流通・販売において、牛の個体識別のための情報の管理および伝達に関する特別措置法(牛トレサ法)、農林物資の規格化及び品質表示に関する法律(JAS法)、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)などの法令に違反した者に対し、協議会は指定店認定の解除等について、処分できるものとする。その具体的な内容は協議会役員会にて協議し決定するものとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(付則)

この規約は、昭和63年 1月23日より施行する。

昭和63年 7月11日 一部改正

平成11年 6月21日 一部改正

平成12年 6月19日 一部改正

平成13年 7月12日 一部改正

平成14年12月 1日 一部改正

平成15年 7月15日 一部改正

平成19年 7月11日 一部改正

平成21年 7月17日 一部改正

平成22年 8月 2日 一部改正

平成23年 6月21日 一部改正

平成24年 8月 1日 一部改正

平成 2 5 年	8 月	2 日	一部改正
平成 2 6 年	8 月	1 2 日	一部改正
令和 4 年	9 月	2 0 日	一部改正
令和 5 年	8 月	9 日	一部改正

別表 岐阜県肉用牛協会

一般社団法人 岐阜県畜産協会

岐阜県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会岐阜県本部

岐阜県食肉事業協同組合連合会

岐阜県家畜商協同組合

飛騨ミート農業協同組合連合会

株式会社 岐阜県畜産公社

J A 全農ミートフーズ株式会社 中部営業本部 吉田ハム支店